

第7回 行政手続部会 第1検討チーム 議事録

1. 日時：平成30年3月15日（木）16:12～17:21

2. 場所：合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、原英史

（専門委員）川田順一、濱西隆男

（政府）奥田内閣官房IT総合戦略室参事官、馬場内閣官房IT総合戦略室参事官

（ヒアリング出席者）農林水産省：太田水産庁資源管理部審議官

斎藤水産庁資源管理部漁業調整課

沿岸・遊漁室長

長野大臣官房広報評価課長

国土交通省：一見総合政策局次長

村田総合政策局政策課長

増山総合政策局行政情報化推進課長

金指自動車局旅客課長

厚生労働省：藤澤政策統括官（総合政策担当）

屋敷医薬・生活衛生局総務課長

内山社会・援護局障害福祉課長

武田社会・援護局精神・障害保健課長

加藤社会・援護局自立支援振興室長補佐

高坂社会・援護局企画課監査指導室

障害福祉サービス業務監視専門官

谷医政局総務課長補佐

（事務局）石崎参事官、谷輪参事官

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間前でございますが、おそろいでございますので、第7回「行政手続部会第1検討チーム」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中を御出席賜りまして、まことにありがとうございます

す。

なお、江田委員、大崎専門委員が御欠席でございます。

それでは、早速、議事に入ります。

重点分野のうち「営業の許可・認可」につきましては、基本計画の改定方針を2月6日付で発出いたしまして、改定方針に基づいて各省庁に基本計画の見直しを要請しております。一部コスト計測などが終了していない省庁もありますが、事務局のほうで短い間に御精査をいただきまして、追加的に確認すべき事項について、資料1のとおり整理し、関係省庁に対して通知をしております。

本日は、その中で、農林水産省、国土交通省及び厚生労働省からヒアリングを行いたいと思っています。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただき、それを受けて御質問、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、農林水産省より、資料2につきまして御説明を頂戴いたします。大変恐縮でございますが、時間の関係で5分以内でお願いします。何とぞよろしく願いいたします。

○太田審議官 水産庁の資源管理部審議官の太田でございます。

御指摘の点につきまして、担当のほうから説明させていただきます。

○斎藤沿岸・遊漁室長 それでは、資料2について御説明させていただきます。

論点といたしまして、農水省全体としては、申請・届出書類の提出の電子化について、政府方針を踏まえ実施することとされておりますが、例えば、漁業法の都道府県知事の許可、こういったものに関しては、電子申請の導入や添付書類の見直しへの対応が地方任せ過ぎるのではないかとといった御指摘でございます。

回答といたしましては、漁業法に基づきます都道府県の事務、漁業の免許については自治事務となっておりますので、国としましては、現在の計画にあるように、都道府県に対して理解と協力を求めるという表現ぶりとしたところでございますが、(1)といたしましては、都道府県において添付書類に不要な書類を求めている場合については、通知の発出などによってそういった書類の簡素化を図ったり、(2)といたしまして、政府の取組ですとか、別途進めております都道府県官民データ活用推進計画等の進捗、検討状況に応じまして、電子化のシステムあるいはシステムの改修費に予算をどれだけ計上しているかといった状況を踏まえまして、電子化を推進するように技術的な助言あるいは勧告の発出を行いたいと考えております。

こういったものについて、電子化の取組について、推進に努めていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○高橋部会長 全体として、これで結構ですか。

○長野広報評価課長 結構でございます。

○高橋部会長 それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があればお願いした

いと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

「都道府県に理解と促進を求めただけにとどまるのか」と言う点は、前回、私が質問を申し上げたところでございますけれども、そのとき確認を忘れたのですが、大臣許可の漁業についての届出というのは、もう電子化を進めていらっしゃるのでしょうか。

それと、私はちょっとイメージが湧かないのですけれども、大臣許可と都道府県知事の許可との間で届出の内容について相当な違いがあるのかどうか、それを確認させていただければと思います。

○斎藤沿岸・遊漁室長 大臣は、当然、その名のとおり大臣から許可がされます。同じ漁業法の仕組みの中でやっておりますので、仕組み的には同じなのですが、要するに届出の相手がどちらかという形になります。大臣の届出についても、現在のところ、電子化といったものまでには至っていない状態でございます。

ただ、ウェブページとかで様式ですとか、そういったものを示す等の努力は行っておりますけれども、完全な電子化といったところまでは行っておりません。

○川田専門委員 その電子化の計画はおありなのでしょう。それとも、それは今のところは計画がないということでしょうか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 回答ぶりとしては、今、回答いたしました都道府県の状態と同じような、要するに、今後、努めていくというふうな回答になると思います。

○川田専門委員 済みません。しつこいようですけれども、電子化を進める計画が今のところないということですが、何か理由があるのでしょうか。政府全体で届出あるいは申請については電子化を進めようという流れかと思うのですが、漁業の許可に関しては電子化を進める予定がないということですので、何かその理由があるのかどうか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 しないということではなく、現在はまだできていないということでございますので、今後、都道府県も含めて、我々としても努力していきたいということでございます。

○高橋部会長 新しい論点が出てきてしまって困っているのですけれども、要するに、国のほうで電子化を実施することについて何の方針もないのに、都道府県にやってくれといったって、都道府県がやるわけではないですね。

川田専門委員がよいことを言っていたのですけれども、我々は今まで都道府県の自治事務だけを視野に入れていて、我々のところも意識が低かったのです。しかし、国も最低のところは取り組んでいただかないと困ります。国として責任を負える部分については直ちに改定していただいて、計画をつくっていただかないと困ると思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 私が担当しているのが、どうしても知事許可漁業というところで本日は呼ばれて参ったところでございます。ただ、言えることは、おっしゃるとおり、政

府全体で電子化が進んでいくということでございますので、御指摘のとおり、都道府県に進めていくものを国はどうするのだということになれば、まだ今のところ具体的な取組といたところまでは進んでいないですけれども、国のほうとしてもやっていかなければならないのではないかという認識だと思います。

○高橋部会長 これは審議官、いかがですか。多分、担当室長がいらっしゃって、それは都道府県担当の事務の担当でいらっしゃって、国の事務のほうは課長さんが担当されていると思うのですけれども、ここは審議官として責任を持ってどのようにお考えなのでしょう。

○太田審議官 どこまで責任を持って答えられるかわかりませんが、基本的には、地方にお願いする限りにおいては、それより国のほうが遅れることはあり得ないということだと思いますが、できる限りそれよりも進むような形でやっていければいいかなと思っております。

○高橋部会長 本日のみなと新聞がございまして。これは多分御省の関係の新聞だと思うのですけれども、要するに、漁業全体でデータ化が必要だということを押し出した論調になっていて、かつ水産行政関係者からもデータ化が必要だという声があると、こういうことです。これは許認可の手続ではないのですけれども、データ化するためには許認可の手続だってデータ化していかなければならない。当然、許認可の時点で重要な情報が集まってくるので、本格的にデータ化を進めるのだったら、入り口の電子申請のところをデータ化していかなければだめなはずなのです。

この間もそうなのですが、皆さんが接せられている方は割合年配の業界でも上の方で、そういう人は、私なども一緒に電子化になれていないのです。けれども、今の漁船はほとんど電子の固まりで、ばりばり漁業をやっている中堅、若手の方は、IT化を進めなかったら競争に勝てないですね。

そういう意味では、そういう層を掘り起こすためには、電子申請できる体制に持っていないと、強靱な漁業にならないのではないかと思います。審議官、大変申しわけないのですが、そういう観点からお願いできないでしょうか。

○太田審議官 みなと新聞で言っていたのは、結局、漁業管理のための漁獲データとかそういう部分について、一々紙で出していると集計にも時間がかかるし、ビッグデータとしてもうまく活用がしづらいのではないかという発想の観点から書かれている話だと思いますので、必ずしもここで言っている話と全く同一のテーブルで考えられるかどうかということについてはちょっと議論が必要かと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、基本的にはそういう方向でできるところをやっていくことが必要ではないかと思っております。

○高橋部会長 行政法の講義においても、行政は許認可で一番重要な情報を集める点を重視しています。そういう意味では、必ずしも対象はぴったり一致していませんけれども、かなりの部分は一致していると思いますよ。データ化を推進するためには、入り口である

許認可を電子的に処理できるようにするシステムにしないと、データ化そのものだって本格的には進まないと思います。おっしゃるとおり、そこは全く一緒だとは私は思いませんけれども、しかし、重なる部分はたくさんあるのではないかと思います。

これは、来年、再来年、電子化のための予算をとられる気はないのでしょうか。IT室と御相談されて。

○斎藤沿岸・遊漁室長 今のところ、都道府県に関してのものは自治事務という話になっていますので、ここにも書いてありますけれども、あくまでも都道府県の中の計画等の進捗状況を見ながらという話で、そこは水産庁が予算を計上してということではないと考えています。

○高橋部会長 自治事務でも、食品衛生法は全国一元化のシステムを組むというふうに積極的に厚労省がおっしゃっているところもあります。そういう意味では、全国一律のシステムを組むということはあり得ると思うのです。それはIT室とも相談して、そういうことを考えていただけないのでしょうか。

IT室、いかがですか。そういう相談があれば、お考えいただけますでしょうか。

○奥田参事官 そういった相談があれば、受けたと思います。

先行的な事例でいきますと、農林水産省では農地台帳というシステムがあったかと思えます。これは、全国の農業委員会でそれぞれシステムを構築するという流れだったのですけれども、そこをIT室と調整させていただいて、一元的な管理システムを構築して、かなりの数のアクセス数になって、かなり使われているという実例もありますので、そのあたりを踏まえながらも、いろいろと相談があれば一緒に検討してやっていきたいと思えます。

○高橋部会長 申しわけないのですけれども、電子化だと顔が見えないので、紙で役所に持ってきていただければ、そのときに顔を見られて、業者と行政の間でコンタクトが持てて安心だ、みたいな、どうもそういうお考えもあるのではないかと思うのです。しかし、それは古典的な行政指導のスタイルで許認可行政をやっていこうという話であって、もうそういう時代ではありません。行政手続法がある中で、やはりぜひここはそういう観念を脱却していただいて、電子化で。

必要なときには業界団体の方と交流されるというのは必要ですけれども、システムとして役所に紙で来させて、そのときに顔を見ながら行政指導するというやり方は、もうやめていただきたい。そういう発想から脱却していただきたいと思えます。よって、申しわけないのですけれども、ぜひ、国がまずやっていただく。これは4月までに基本計画で変わったかどうか、もう一回チェックさせていただきたいと思えます。国が適切に実施していただくということ、その後として、都道府県についても積極的に国に倣ってやってください、もしくは国と一緒に統一システムを組みませんかという形で、自治事務についても推進していただきたいと思えます。

繰り返しますが、分権部局に確認しましたけれども、自治事務だからといって、効率性の観点から書式を統一したり、データ化を進めるということについては、別に分権の観点

からも何ら矛盾しないということも言われています。そこは自治事務だからということをおっしゃらずに、積極的に国としてできることは実施する方向で、特に漁業についてはお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

また、申しわけないのですが、農林水産省の窓口の広報評価課長、漁業法が今のよう形で我々と感覚が違うという一番大きなところだったのですが、ほかにもそういう部局があると思います。よって、今言ったお願いの観点から、全体をもう一回見直していただければなと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○長野広報評価課長 私ども、デジタル・ガバメント計画に基づきまして、今後、中長期計画をつくるということで、IT室とも連携をしながらやっていきたいと思っております、IT室のほうでいろいろ押印の本人確認の仕組みですとか、そういうものがこれから順次明らかになってくると思っておりますので、それを踏まえて、我が省の手続が利用者から見てきちんと負担が少なくなるようにやっていきたいと。

そしてまた、先ほど奥田参事官からもありましたけれども、いろいろな成功事例というか、ちょっとずつ始めている事例もあるものですから、そういうものの知見を省内に情報共有しながら課題を乗り越えるということをお手伝いしていきたいと思っております。

○高橋部会長 そういう点で、お願いしていきたいと思っております。

それから、不要な書類を求めてとありますが、これは基本的に書類の精査というのは農林水産省として調査されるようなことは考えられていますでしょうか。まず、漁業法についてお聞かせいただけますか。

○斎藤沿岸・遊漁室長 都道府県が行うものについては、技術的助言といったものを出しまして、どういうものを添付すべきかという事例みたいなものは示しております。ただ、個別に一個一個全部それをチェックというところまでは至っていません。例は示しています。

○高橋部会長 ただ、地方自治法で、資料提供要求はできますよね。

○斎藤沿岸・遊漁室長 もちろん、どういうものをつけているかというような、今は集めていませんけれども、そういった調査はできます。

○高橋部会長 では、そこも含めて、自治事務についても資料要求を自治法でできるのですから、ぜひお願いしたいと思います。

申しわけないのですが、できないことを無理やりお願いするつもりは毛頭ないのです。けれども、できることについては実施していただきたいというのがこちらのお願いで、我々からして、これはできるのではないかな、でもできていませんねとなったら、これは大臣まで上げてお願いすることになります。そこはそういうことにならないように、窓口としてもお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日は本当にお忙しい中、来ていただきまして、ありがとうございました。

お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

本日のヒアリングにおける議論を踏まえまして、改めて整理して送るということになると思いますので、基本計画の見直し等、御対応について御検討いただきたいと思います。

本日はどうもお忙しいところをまことにありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

(農林水産省退室)

(国土交通省入室)

○高橋部会長 続きますして、国土交通省より、資料3に基づいて御説明を頂戴したいと思います。

お忙しいところを大変ありがとうございます。恐れ入りますが、時間の関係で10分というところでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○一見次長 国土交通省の総合政策局次長をしております一見でございます。日頃より御指導いただきまして、ありがとうございます。

当省には、2点、御指導を頂戴しているところでございます。1点は電子申請の関係でございますけれども、内閣官房の平成29年度の調査によりますと、営業の許認可以外も含めまして、全府省庁のオンライン申請が12%できておるところでございますけれども、国交省も1万件以上の手続に限って見ますと、オンライン申請が34%できているということでございます。これからもっと増やしていかなければいけないとは思っております。もちろん1万件以下の手続はオンライン申請に対応していないものもありますので、パーセンテージが落ちていくことにはなります。

今回御指摘をいただいております点で、都道府県と一緒にということでございますので、これはかなり大がかりなものになっていくと思っております。そうしますと、一省庁だけでできるかどうかというところもあると思っておりますので、今後また御相談もさせていただきながら進めていくことになろうかと思っております。詳細は担当課長のほうから御報告申し上げます。

もう一点、道路運送法の関係の報告書でございます。これは、例えば本来、会社法で作成が義務づけられております資料の作成時間を入れておられるところもあつたりしまして、長くなっているところもあるようでございます。その辺の精査も必要かと思っております。

それでは、両方につきまして、担当課長のほうから御説明を申し上げます。

○増山行政情報化推進課長 行政情報化推進課の増山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、資料に基づいて御説明させていただきます。

国土交通省では、電子申請可能な手続のうち主なものについては、国土交通省のホームページから申請手続を進められるようにリンクを張ってございます。そのうちの大半のものにつきましては、国土交通省オンライン申請システム、いわゆる汎用受付システムと我々

は申ししておりますが、それにより申請を受け付けてございます。

今回御指摘の件でございます、都道府県に係る事務を含めた電子申請窓口の創設でございますが、政府全体の動きを具体的に申し上げますと、ことし1月に策定されましたデジタル・ガバメント実行計画という中では、とりあえず引っ越しとか介護、死亡、相続といった3分野を、民間サービスや地方公共団体のサービスを含めたワンストップ化、コネクテッド・ワンストップとその中では記載されてございます。ということで、先行分野として取組を進め、得られたノウハウや成果を他の分野に展開していきたいとされてございます。

こういった動きも踏まえつつ、また、ちょっと次長のほうから申し上げましたように、いろいろお金ということ、規模ということもございまして。こういったことを踏まえて、対応を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

1点目は以上でございます。

○金指旅客課長 国土交通省自動車局旅客課長の金指と申します。よろしく願いいたします。

御指摘いただいております道路運送法の関係でございます。旅客自動車運送事業の事業報告書と輸送実績報告の提出に関しまして、1件当たりの作業時間92.3時間についての御指摘です。事業者のコストも小さくないと考えられるので、報告内容の簡素化などを見直す余地はないのかという御指摘をいただいております。

私ども、この点に関しまして、お示しいただいている作業工程を参考にさせていただきながら、各地域、代表的な事業者からどれぐらい実際に時間がかかっているのかというところをお聞きして、この時間について計測を行ったものが92.3時間でございました。

本件御指摘を踏まえまして、もう少しきちんと実態を把握し、かつ事業者の方々からのお考え、御意見もお伺いしなければいけないと考えております。したがって、具体的には、事業者の皆さんへのヒアリングなどを通じまして、報告内容の簡素化について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

まず、第1番目の総論のお話でございますが、3分野に限ってコネクテッド・ワンストップというお話があったと思うのです。ただ、それに限らず電子化というようなことを進めるといってお話は、例えば、厚労省などでも全国統一システムをつくるといったようなお話もありますので、そういった意味では、積極的にそういう分野について電子統一システムみたいなものをつくると。これはやはりコストベネフィットがいろいろとあると思うのですけれども、そういうことがあり得ると思うのですが、直ちにそういうことを検討する余地はないのでしょうか。そのところはいかがでしょうか。

○増山行政情報化推進課長 この御指摘をいただきまして、うちのほうでも今、問題点という課題ですね。実現に向けた課題というのは少し考えております。おっしゃるように、例えば、今、3つのものにつきましては手続ごとにコネクテッド・ワンストップをやるという話になっていることが1つございまして、御指摘いただいたのは、どちらかというところと国土交通省という切り口でやったらどうかというお話かと思っております。そこはどちらがいかということはいろいろあるかと思うので、また勉強していかなければならないと思っております。

あと、例えば、もしかすると他省庁さんでも同じような話があったときに、各省ごとにつくるのがいいかどうか。おっしゃるように、これからも検討というか、勉強というのはいかなければならないと思っております。

○高橋部会長 今の話は政府全体の話になりかかっているのですが、これはIT室としてはどのようにお考えになられていますでしょうか。

○奥田参事官 先ほど説明があったように、死亡相続であったり、引っ越しであったり、介護というところについて、まずは先行的にと考えておりますけれども、それ以外についても検討しないということではなくて、手続の棚卸しの中で、どういったグループにしてやっていくのがいいのか。また、申請システムについてどういった形で整備していくのがいいのか。ここは実行計画策定の中でも検討していきたいと思っております。

ですので、どの手続をどうまとめていくのかということにはまだ行けていないのですが、そこは検討していきたいと思っております。

○高橋部会長 6月までぐらいでしたか。

○奥田参事官 実行計画について、各省の計画については6月までに策定となっておりますので、その中で何らかの形のものはいきたいと思っております。

○馬場参事官 追加的に補足しますと、まさに個人の子育てとか介護、死亡相続というイベントで、再生事務局では法人の設立とイベントで何とか取りまとめて、民間のサービスも含めてという取組は進めています。

他方、自動車関係で国交省さんも絡んでいる関係では、陸運の登録の絡みもあって、地方税と警察の車庫の関係でございましたか。その3つを束ねてワンストップを推進して、都道府県のカバレッジを広げていくと。

また、国税は国税で、国税という分野で、もう御承知のとおり、釈迦に説法で申しわけございませんが、地方税も地方税で、社会保険は社会保険を束ねて、政府の窓としてe-Govという窓がありますので、国交省さんだけで窓をつくるのか、いろいろなことを考えるのか、いろいろな可能性がありますので、当然、双方向に対話して、一番いいソリューションを見つけていって進めていく。そういうことかなと思っております。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○一見次長 自動車はかなり先行して電子手続が進んでいますので、自動車だけというシ

システムをつくっておりますけれども、今おっしゃったように、各省がばらばらでやるほうが国民のコストとして一番安い形なのか、それとも政府全体で、今回の話は通常の行政手続の県との関係になりますので、国と県で一つのものをつくって、各省それに相乗りできるようにしたほうがコスト的に安いのか。その検証をしてからでないと、いきなり進めても、結局コストがトータルでかかってしまうということになると、よくないのかなと思っております。よく相談をさせていただきたいとも思っております。

○高橋部会長 先行して立ち上げるという形もあると思いますので、そこは6月ぐらいまでに、ぜひIT室ともよく相談していただいて、それを織り込んだ手続をお願いしたいと思っております。

要するに、2割削減というのは総理からの指示で、これは我々としてもやり抜かなければいけない課題でございます。まずは本年度末に基本計画改定ということになっておりますが、しかし、それ以降も20%を確実に達成できるように、引き続き改定とか取組をお願いしたいと思います。そこはIT室とも我々は連携することになっておりますので、6月等も含めて、いろいろとまた御協力いただきたいと思います。

○一見次長 また御指導いただきます。

○高橋部会長 別に御指導とかいうのではなくて、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。何かありませんか。

どうぞ。

○川田専門委員 2ページ目、道路運送法上の許可についてでございますけれども、これは事業者のアンケートによりますと相当負担感が高いという結果が出ているものでございます。今後、ヒアリングを実施して内容の簡素化を検討していただくということですので、それはぜひよろしくお願ひしたいのですけれども、報告する中身を簡素化するだけではなくて、例えば、会社法上の書類が既に提出されるものについては省略をすとか、なるべく添付がなくなるような形で御検討をしてもらえればと思います。一言お願ひを申し上げます。

○金指旅客課長 ありがとうございます。

今、御指摘いただいた書類の作成時間も含めて今回カウントしているという面もあります。なので、まずはよく実態を事業者の皆さんからお聞きして、その上で、私たちの本当に必要なものはどういうところなのかというのをよく考えた上で、きちんと対応していきたいなと思います。

○一見次長 補足でございます。デジタル・ガバメント実行計画の中で添付書類の撤廃、要するに、他の役所に出されているものについては、そこからもらうような形ができないかという話があります。会社法の関係ですと、ほかの役所に出ているものがあるかどうか、その確認をしまして、出ているものがあればそこからもらうような方向で調整を進めていきたいと思っておりますので、先ほど課長が申し上げましたように、よく精査をさせていただいて、考え方を整理させていただきたいと思っております。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 今の道路運送法に関連する質問ですけれども、この報告書の様式を見ていますと、かなり詳細な事項の報告を求めている、本当にそこまで必要なのかという疑問があるところです。

したがって、ベースとしては損益計算書をベースにして、なぜそれ以上に追加して報告を求めなければいけないのか、本当にそれだけの必要があるのかどうか、そうしたことをきちんと精査した上で、損益計算書で足りないというのであればなぜ足りないのか。そのあたりの根拠をきちんと持って見直しを行っていただきたいというお願いです。

○高橋部会長 原委員、どうぞ。

○原委員 92時間について、実態を調べられるということなのかもしれませんが、何人ぐらいの人がどれぐらいの期間でこの時間をかけているのか、イメージはわかりますでしょうか。

○金指旅客課長 各社まちまちです。例えば、事業者によって、人数はいろいろで、4人とか、1名とか、そういった形で、日数までは手元にないのですけれども、まちまちです。なので、もう少しサンプルをきちんと見た上でやっていく必要があるかと思います。

○原委員 それこそ実態をよく見ていただいてということだと思いますけれども、とてもペーパーワークだけでかかっている時間とも思えないので、そこをぜひよくしっかり精査いただけるといいのではないかと思います。

○高橋部会長 丁寧に計測していただいて感謝しています。その上で、どこで減らせるのかということを少し精査していただければと思いますので、その点はよろしく願いいたしたいと思います。

もとに戻らせていただきますが、1万件以下のものについてはちょっとというお話もあったと思うのです。けれども、全体として使い勝手とか、どこに使いにくい点があって利用率が上がっていないのかというようなことは、一つ一つの手続について実態を精査していただければありがたいなと思っています。

私もこういう仕事をしているので、ことしの確定申告を一生懸命やったのですけれども、国税は昔に比べて大分使いやすくなっていますね。ここ四、五年で本当に国税のホームページは使い勝手がよくなっているので、そういう意味では、こんな使いにくい申請窓口はあるかなというようなものもまだ残っているのではないかと思います。要するに、一回引っかかってしまったらそれ以上全くわからないで先に進めないとか、膨大なマニュアルを見ないとわからないとか、本当に真面目なお役所ほど慎重で、こんな手続は知識がないとだめみたいなホームページになっている可能性もあります。そこはぜひ御精査いただきたいと思っていますが、そこはいかがでしょうか。

○一見次長 どこがわかりにくいかというのは、私どもは常日ごろ、お話をいただければ対応するにはしているのですけれども、電子データ申請に限るとかなりの量になりますので、お時間を頂戴して何か問題があるかというのを精査することになりますけれども、

そんな感じでもよろしいのでしょうか。

○高橋部会長 はい。ぜひこの年度、あと1年の間にやっていただければと思います。

ただ、要するに、こちらから利用者にきちんとアンケートをして、どこがネックなのかということを知っていないと、なかなかわからないと思うのです。そこはぜひ、そういう形で積極的にネックとかを掘り起こしていただくことをお願いできればと思っているのですけれども、それはいかがでしょうか。

○一見次長 どんなふうにやればいいのか若干わかりにくいところがあって、私どもも途方に暮れるところがございます。

○高橋部会長 例えば、一般的にネックになっているようなものがありますよね。外字が入らないとか、入力間違いについて、こういう形でどう間違っているかという警告が出てこないとか。一般的に使い勝手がいいホームページのノウハウというのはあると思うのです。それを先進的な、国税が一番先進的か。どこが一番そういうノウハウを持っているのですかね。IT室ですか。

IT室、そこはわかりますか。使い勝手がいいところ。

○奥田参事官 手順の内容によって使い勝手どうのこうのというところは違いがあるかと思うのですけれども、先生がおっしゃっている国税などはかなりよくなってきているかと思しますので、そのあたりを参考に。

○一見次長 IT室さんなどに国の申請でこういう問題点があるという苦情などが寄せられておられるかと思しますので、それもお伺いして、その上で、私どもの電子申請手続にもそういうものがあるかどうか。場合によると申請のフォーマットを変えなければいけないかもしれませんが、この申請について御意見があるかどうかというのを聴取するという事でしょうか。

○高橋部会長 そこは重要だと思います。

○一見次長 そうしますと、それを精査して結果を出すには少し時間がかかると思います。

○高橋部会長 それは当然、すぐやれるという話ではない。

○一見次長 国民のためには、時間をかけてもよりよくしていくべきではないかと思しますので、検討をさせていただきます。

○高橋部会長 そうですね。そこは事務局と。事務局も、今は思いつかなくても何か、多分、IT関係のシステム屋さんとかは知っているのではないかと思うのです。

○一見次長 包括的に言えば、時間をかけても、例えば2年かけても、3年かけても、よりよいものにしていったほうが国民にとってはいいはずですので、最後のところに、この申請に当たって何か問題点は感じられましたかというのを書いて、それを集約して改善していくということも考えられます。

○高橋部会長 でも、最後まで到達しない人がほとんどなので。

○一見次長 頭に書いてもいいですが。

○高橋部会長 どこで脱落したのかみたいなのがわかるようにと思います。

○一見次長 考えさせていただきたいと思います。

○高橋部会長 そこはぜひ事務局とよく御相談いただいとしたいと思いますので、よろしく願いします。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○濱西専門委員 国土交通省全体の話のほうに戻るのですけれども、国土交通省の許認可について、都道府県をまたがるようなものについては国、都道府県ベースのものについては都道府県、こういう形での許認可が結構あるような省庁の一つではないかとは見ています。したがって、一本化した電子窓口の申請とかということをチャレンジする場合に、比較的手がつけやすい役所の一つだと思っていますので、そのあたりについて、今後、積極的に。先ほどの御回答ですと、具体的な対応についてはまだ決まっていなくて、今後、具体化をしていくということでした。それはやむを得ないのかもしれませんが、今後、積極的に具体化に向けて対応をお願いしたいと思います。

○高橋部会長 あと1点、貨物自動車運送事業法は電子申請できないというのは、これはどこにネックがあるのですか。貨物自動車運送事業法については、電子申請について、どこにネックがあるのですか。

○谷輪参事官 補足いたしますと、前回にそういう論点があったもので、部会長がおっしゃっています。

○高橋部会長 今回の論点には載っていない。ちょっと不意打ち的なところがあるのですかね。

○村田政策課長 すみません。確認を担当部局にとってきていないものですから。

○高橋部会長 わかりました。では、そこは後で御回答を文書で結構です。

○村田政策課長 事務局のほうに回答させていただきます。

○高橋部会長 不意打ち的になったようですので、申しわけないです。

以上でよろしいでしょうか。

それでは、お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

本日のヒアリングにおける議論を踏まえまして、ぜひ必要があれば、また事務局とやりとりしていただいて、基本計画の見直し等に御対応をお願いしたいと思います。

お忙しいところ、連日のようなところもありますが、御協力どうもありがとうございます。引き続きよろしく願いします。

(国土交通省退室)

(厚生労働省入室)

○高橋部会長 それでは、続きまして、厚生労働省より、資料4について御説明を頂戴したいと思います。

本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございます。恐れ入りますが、時間の関係

もごさいますので、10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○藤澤政策統括官（総合政策担当） 厚生労働省でございます。

それでは、資料4、論点に対する回答でございます。全部で4項目あると思ひますけれども、担当局から順番に御説明を申し上げたいと思ひます。

最初の1番でございますが、全体としてということで、政府全体の方針を踏まえて、引き続きしっかり取り組むという理解でよいかという投げかけをいただいておりますが、今、お手元に用意をしております回答のとおりでございまして、これまでの行政手続部会での御議論を踏まえて、例えば食品衛生法の関係の手続で全国統一でのオンライン申請システムの構築をやろうとしておりますので、そういったことを新たに盛り込むなど、積極的に基本計画を改定しようとしているところでございます。

厚生労働省における営業の許可・認可の手続につきましては、自治事務が大部分を占めるため、地方公共団体にも協力を仰いでいながら、改定した基本計画に基づいて、しっかりと決めました目標の達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

1番は以上でございます。

○内山障害福祉課長 障害保健福祉部でございます。

2ページでございすけれども、障害者総合支援法、これは障害福祉サービスあるいは医療のサービスをベースにしている法律でございすますが、基本的には、今、統括官から申し上げましたように、それぞれの申請などの受け手は自治体でございすので、自治体の御協力も不可欠と思ひてございすけれども、2つ目の○にございすように、食品衛生法で今回、法改正に伴ってオンラインの申請システムを構築することを検討されているということでございす。これは同じ省内にそうした先行事例がございすので、食品衛生法のほうは予算的にも数億かかっているとも伺ひてございす。そうした意味で、予算のハードル、私ども障害福祉では1. 数兆円の予算を義務的経費でいただいておりますけれども、裁量的経費の部分では億単位で確保していくというのはなかなか苦労しているところでもございすので、そうした予算面の制約や、あるいは障害者総合支援法につきましては、おおむね3年に1度ずつ改正がございすし、報酬のほうも3年に1度ずつ見直しをしています。しかしながら、食品衛生法でよい参考事例がございすので、そうしたものも踏まえながら、時期、あるいはどのような仕組みをつくるか、そうしたところについて、今後、検討させていただきたいと思ひてございす。

○屋敷総務課長 それでは、3点目、医薬・生活衛生局でございす。よろしくお願ひいたします。

私どもの特に薬局あるいは販売業の営業許可等に関する部分でまだ紙ベースでの手続が残っているということでございす。予算等の制約があるというのは同じような事情でございすけれども、行く末はこういう姿になるのだろうと我々も思ひておりますので、デジタル・ガバメント実行計画等、あるいは、今、ようやく私どもと自治体のほうでこういうことを進めていきたいと思いますというふうに始めたところでございす。その流れをとめな

いようにしつつ、このようなオンライン化に向けてもしっかりと私どもとしても検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○谷総務課長補佐 続いて、4ページ目、医療法の関係でございます。医政局でございます。

医療法は基本的に、病院でありますとか診療所、医療機関の開設の届出が対象になっていると理解しております。

医療法に関しては2点御指摘をいただいております。まず1点目については、我々のほうが基本計画上でコスト計測を行うという形で記載させていただいております。これは大変申し訳ありませんが、我々のほうの事務が少し滞っている部分と、あと、各都道府県に対して調査しているということと、手続が多数ございますので、その関係で少しまだ取りまとめができていないということ、これは我々が基本計画と少し齟齬が出る形になっておりますので、それは率直におわび申し上げて、早急に取りまとめるようにしたいと考えております。

2点目の電子化の関係でございますけれども、こちらの(2)で書かせていただいておりますとおり、特に医療機関の届出の関係でございますが、ここにポツを3つほど書かせていただいております。例えば、押印を求めていることについては、本人確認を対面で行いたいであるとか、申請書類に不備があったときには、実際に電子申請というよりは対面のほうがスムーズであるということですか、その中で医療提供体制等々も関係しますので、行政側と相談しながら申請をしたほうがスムーズであるといったようなことを、我々が複数の自治体に聞き取り等をした結果、こういう意見が出てきたということです。

これは、あくまで医療法に関して独自で我々として統一的なシステムを組むということまでは、現時点では考えていないということをお答えさせていただいたところですが、先ほど3ページ目で回答がありまして、全体として、全国統一的なシステムをこの3月末にデジタル・ガバメント実行計画に基づき方向性を取りまとめていただくということです。コスト計測の結果を踏まえて、我々としても全体の流れにできるだけ沿うような形で検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、確かに厚生労働省関係は自治事務が多いのは理解しております。ただ、行政手続コストの2割削減というのは総理からの御指示でございます。我々もきっちりやらなければいけないと思っております。そういう意味で、厚生労働省としても全国統一システムをつくるとか、さらには自治体に積極的に働きかけをしていただくとか、都道府県単位で市町村を巻き込んでシステムを組んでいただくとか、事務によってやり方はたくさんあると思いますので、その事務に即して2割削減に向けて御検討いただきたいと思っております。

そこはよろしく申し上げます。

もう一点、今、医療法の関係でもありましたけれども、これからデジタル・ガバメントのほうで具体化が進んでいくような中身もございます。よって、3月の基本計画の改定だけで終わりではないと私は思っています。政府全体、例えば6月までにまた御省で計画を取りまとめていただくということもあると思いますので、それにあわせて行政手続コストの削減についても取組を深化させていく、深掘りしていただくということをお願いしたいと思っています。そこはいかがでしょうか。そういう方向でやっていただくという理解でよろしいでしょうか。

○藤澤政策統括官（総合政策担当） 今、部会長は2点おっしゃったと思いますが、基本的には、我々も引き続き努力をしていきたいと思っておりますし、おっしゃったように自治体の自治事務がほとんどでありますけれども、いろいろな形で促すようなことはできると思います。そういったところは、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○高橋部会長 そうですね。まさにデジタル・ガバメント計画などで、自治体を巻き込んで全国統一のシステムを構築することも事務によってはあり得ると思っておりますので、そこはIT室ともよく御相談いただいて、できるところはしっかりやっていただくという方向で、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

全体的にはそのぐらいだと思いますが、ほかはいかがでしょうか。何かあれば。

原委員、どうぞ。

○原委員 全体にかかわるのかもしれませんが、システムに関して予算の制約というお話がございましたが、これはまさに行政手続の抜本的な簡素化を進めていく中で必要となるシステムについて、政府全体として、場合によっては何らかの措置をするということもあり得るのかなと思ったりしましたが、IT室さんで何かお考えになっていることがもしあれば教えてください。

そのときに一方で、既存のシステムについて、既存の手続を前提としたシステムの予算をとられて直していくようなこともされている可能性があると思っておりますので、全体をどう設計されているのか、それもあわせて教えていただければと思います。

○奥田参事官 予算面につきましては、添付書類の全廃という法律もありますので、そのあたりの検討の中でどうやっていくのかというのはこれからかと思っております。原委員がおっしゃっているように、システム関係では恐らく整備経費という形で大きく出てくると思います。何らかの措置をしないといけないと思いますが、一括して整備していくことになるかと財務省との調整も出てくると思っておりますので、そのあたりを念頭に置きながら、いろいろ検討を進めていきたいと思っております。

また、当然、現行システムの運用と並行稼働というところも出てきますので、状況も踏まえながら、そのあたりの設計はしていきたいと思っております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○原委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、川田専門委員。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

ちょっと私も気になるところがございまして、自治事務ということで、なかなか本省主導型でやるわけにはいかないという事情はよくわかるのですけれども、こういうオンライン申請システムについて、例えば4ページでなりすましを防止する目的で本人確認を対面で行いたいという自治体があるとか、電子申請のほうがコストが増えるのではないとか、こういう御意見があるわけですが、届出者に対するアンケートといたしますか、届出者側から見てどういう不便があるのかとか、そういう調査はされているのでしょうか。つまり、地方自治体の都合は、多分いろいろな問題があるのではないかと思うのですけれども、それを申請する側です。そちらのほうの意見をお聞きになった例はあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○高橋部会長 どうぞ。一つ一つだと思いますが、各ところから御意見、御回答いただければと思います。

○谷総務課長補佐 4ページ目の医療法の関係で申し上げますと、ここに書かせていただいているのはあくまで都道府県に対する調査。調査というのはコスト計測をやっていますので、その中でどういった要望があるかというのをおわせて我々のほうで把握したいと思っています。そういう意味では、届出者に対するものというのは直接的には調査していませんが、都道府県を通じてどういう要望があるかというのは、あわせて把握できる形にはなっています。

ただ、体系的に調査をして、その結果、こういう形で取りまとめるというわけではないということです。

○高橋部会長 では、医療法関係をまず先に御回答いただきたいのですが、早急にコストは計測していただけるという、本日はペーパーに比べると明確な御回答をいただいて安心しました。これはいつぐらいまでに実施されることをお願いできますでしょうか。

○谷総務課長補佐 なかなかここまでというのは確定的には申し上げられませんが、自治体に督促をして、できるだけ早く回答させていただきます。

○高橋部会長 厚労省のコスト計測で、ほかのところはやっていただいているのですよね。

○谷総務課長補佐 その点は我々の作業がおくれているというのは、おわびするしかないのですけれども、極力早く回答させていただきます。

○高橋部会長 できれば、6月には第2次規制改革の答申で出しますので、一つのめどは6月と我々は思っていますので、ぜひ6月までには何らかの形で明確化していただいて、それを踏まえた削減の方針を出していただければありがたいと思います。そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

事務局、それでよろしいでしょうか。

○谷輪参事官 6月までに実施計画の閣議決定ということですが、もちろんその前に出し

ていただかないとということ、恐れ入りますが、例えば、4月ぐらいにはいただければありがたいかなと。

○高橋部会長 ということですが。

○谷総務課長補佐 間に合うように最大限努力いたします。

○高橋部会長 とにかくお願いします。事務局からは4月ということですが、そこは本当にデッドラインとっていただいて、6月になるべく落ちないように、ぜひお願いしたいと思います。精査の時間も含めて6月ですから、そこはよろしくお願いします。

それから、電子化をお考えいただかないということなのですが、例えば、3ページの電子メールやCD-Rでの提出の促進みたいなことはお考えいただけないのでしょうか。

○谷総務課長補佐 医療法の関係については、先ほど口頭で補足させていただきましたが、あくまで独自でオンラインシステムを構築する予定は、現時点では予算等の関係もあるのではないという話ですけれども、当然、今も統一的な様式を提示するであるとか、自治体によっては電子媒体での届出をやっているところもありますので、そういうものは最大限活用してやっていくという点については、我々も同じでございます。

○高橋部会長 では、ぜひ率の向上みたいな目標も立てて頂きたい。そこからコスト削減について、具体的な目標を持っていただければ、コスト削減の効果は計測できると思うのです。そういう意味で実施していただければありがたいと思っていますので、よろしくお願いします。

医療法関係はいかがでしょうか。ほかに何かお願いすべきことがあれば。

原委員、どうぞ。

○原委員 先ほどの御説明の中で、押印を求めているのでなりすましを防止するために本人確認を対面で行いたいなどのお話でしたが、これは恐らくこれまで対面で呼びつけて出してもらおうというやり方をやっていたので、今後もそうしたいということにしか思われなくて、電子化を全般に進めていこうという中で代替するやり方が幾らでもあると思いますので、こう言われているので進めなくていいですということではなく、ぜひ進めていただけるといいのではないかと思います。

○高橋部会長 そこはいかがでしょうか。

同じことで、結局、行政と相談しながら申請したほうがスムーズと、これは行政側の観点だと思うのです。實際上、一々申請書をこうやって直しなさいみたいなことをやりながら対面でやれば、それは業者と意思疎通できて、行政としては非常に人的なつながりができて安心だみたいなのところもあると思うのですけれども、これはやはり行政手続法できちんと不必要な行政指導をしないとなっている世の中で、一々業者を呼びつけて、そこで一々事細かな行政指導をしながらやらないと不安であるというのは行政手続法の前行政スタイルで、そこは思い切って頭を変えていただいて、申請書式を直すのだったら、先ほど国交省にもお願いしたのですけれども、間違っただけをいれたらそこに赤字で出てきて、ここが間違っていますと、こうやっているから入りませんという警告が出れば、どんどん変

えていけるわけですね。そのほうが役所に行って変えるよりもよほど時間が早く形式的な不備が是正できるわけなので、そういう警告システムとかを組んでいただければ、役所に行くよりもよほど早いと思います。

そういうことをきちんと追求していただいて、この話なのかなと。そこは自治体にも多分そういう誤解があると思うので、そこはそういう誤解を解いていただいて、ちゃんと電子システムで。必要な事業者との意思交換は、当然、私も必要だと思っています。ただ、それは窓口での行政指導でやらなければいけない話ではないと思うので、必要な意見交換はしっかりやっていただいて、行政として責任を持った行政をやっていただくというのは当然として、行政手続の場でそういうことはやらないということできちんやりやっていただきたいと思います。そこは自治体をきちんと説得していただくというところで、医療法の御担当、いかがでしょうか。

○谷総務課長補佐　ここで書かせていただいたのは、修正等があったときにもう一回呼びつけてやるというお話ではなくて、要は申請をする前段階として、事業者さんだけでなく個人の場合もあるのですけれども、届出というのは基本的には受理をすればいいという形なのですが、実際には事前に届出事項についていろいろ確認をした中で、その後で届出をしていただくことになるので、そういう中で、一緒にやったほうが便利だという話をしていただけです。

ただ、それと届出を電子化するというのは、御指摘のとおり違う話だと思います。要は、届出が電子化だとかこういうことができなくなるという趣旨ではないと思いますので、そこについては我々も多少誤解があった部分がありますので、そこは自治体ともしっかり相談しながら、政府全体として進めている手続について、我々としてもしっかり推進していきたいと思っています。当然、その中に自治体に対する指導というのも含まれると思います。

○川田専門委員　私が先ほど質問した趣旨は実はそこだったのですけれども、今回の行政手続見直しは、事業者の視点に立ってやろうというのが大前提にあるわけです。どうもこれを見てみますと、自治体のほうがやりやすいであるとか、自治体の費用がかからないとか、そういう視点でのお話のように聞こえましたものですから、実際に届け出る事業者側の、今の例で申し上げますと、本当に対面でやったほうが便利だと事業者なり届出者なりが思っているのかどうか。その点を確認をしませんと、結局は、自治体が思っていることを届出者も思っているはずであるという前提でやられているのかなという印象を持ちましたので、先ほどの事業者の御意見は聞いているのでしょうかという質問はそういう趣旨だったわけでございます。

そういう意味で、ぜひ、届出者に実際どの程度の負担感があるのかというのを一度お調べになったほうが、その観点からの削減ができるのかなと思いますので、それをよろしくお願いいたします。

○高橋部会長　そういう面でのアンケートをされるということはないのでしょうか。

○谷総務課長補佐　医療の関係でいうと、もう既に幾つか回収しているところもあるので、

その中で一部、事業者、要は利用者の観点というものも自治体を通じて聞いている部分はありますけれども、これから改めて違う調査をするというのは、現時点では、今、コスト計測をさせていただいている中には含まれていません。

○高橋部会長 わかりました。そこはもう一回やれという話にはならないので、そういう視点でそのアンケート結果を分析していただきたいと。

○谷総務課長補佐 その点については了解いたしました。

○高橋部会長 では、ぜひそこはよろしくお願いします。

ほかの論点、障害者総合支援法とか薬機法について、少し戻したいと思いますが、いかがでしょうか。

手続という点では、厚生労働省として件数が多いのは、10万件以上ということからすれば、障害者総合支援法と薬機法ですね。件数とコストの相関はそんなに単純な話ではないと思いますが、件数が多ければそれは国民経済的には負担が大きい手続というのは明らかでございます。よって、国民経済的な負担を軽減するという点で、いろいろな御検討をいただきたいと思うのです。

まず、障害者総合支援法の手続についてですが、これは何かほかの事務とあわせてデジタル化を進めるということで手続コストを削減できるみたいなことはお考えになり得ないのでしょうか。そこは御教示いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○内山障害福祉課長 障害者総合支援法の場合には、こうした行政上の事業者の指定ですとか変更といった手続と、もう一つ、毎月毎月の報酬、これは公費から出ているわけですが、その請求という手続がございます。

報酬の請求のほうは、医療保険や介護保険と同様に、ほぼ全ての事業所で電子化をされています。そういう意味では、もちろんこうした指定は障害者の部分が多いのですけれども、当然、介護保険法でも同じような事業者の指定もあります。主体としては社会福祉法人と重なっているところもありますので、そうしたところとも連携をとりながら、一緒に考えていく必要があるかと思っています。

○高橋部会長 そこは連携の可能性というのは、政策統括官のほうで省内を取りまとめていただくということはお考えになり得ないでしょうか。

○藤澤政策統括官（総合政策担当） 検討してみます。

○高橋部会長 同じものは同じようにまとめれば、多分、電子化の負担というのは減ると思いますし、使い勝手もいいと思います。年1回の手続よりも、年に数回もある手続であれば、一々役所に紙で出すよりは電子で申請したほうが早いというインセンティブが働くようになりますから、電子申請ができる回数を多くすれば使い勝手が高くなります。利便性も高くなっていくと思いますので、同じような手続で、まとめやすいのであればまとめていただくという観点で、省内で幅広く御検討いただければと思います。そこはぜひよろしくお願いします。

それから、薬機法のほうはどうですか。手続コストの大きいものでございますので、ど

の辺から手続コストを削減できるかと、そこら辺について御教示いただきたいと思います。
○屋敷総務課長 件数などを見ましても、薬局のところは13万件ほど出ていて、今、コンビニの数よりも薬局のほうが多いものですから、6万件ぐらいになっていて、休廃止の届出ということになりますと、そこまで余り急にふえたり減ったりということではないのですけれども、管理薬剤師の変更とか、その手の手続が多いのだらうと思います。そうしますと、押しなべて見ると、一つの薬局で年間にざっと平均すると2回とか3回とか何らかの手続が発生しているのだらうということでもあります。そういうもので、申請者のほうから見て、御指摘のとおりどのように負担を減らしていくかという観点で我々は取り組まなければいけないと思っています。

先ほど少し申し上げましたが、自治体がどのような形で進めているのかというのを、我々も進めてくださいと要請しておりますし、それだけではなく、自治体のほうから見るとお手数かもしれませんが、我々からもフォローアップさせていただきますと言っています。

その中で、オンラインを進めるというのも1つテーマが入っていますが、自治体のほうのオンラインを進めるという立場がありますし、恐らく我々のフォローアップにお答えいただくときに自治体のほうが申請者の方とお話しする機会もあると思いますので、そういうときに、例えば、本日来られた手続がオンラインでできるようになったらどうでしょうかねみたいに聞いていただく機会もつくれるのではないかと考えております。

そういう形で、徐々に、どういうものがいいのかということも、もちろんコストの点もありますけれども、自治体と一緒に考えていきたいと思っています。

○高橋部会長 薬局、コンビニも全国展開している事業者はたくさん増ふえていますので、そういう事業者にとれば、フォーマットが一緒にオンライン申請ができればすごくコストが減っていくと思います。そういう点で積極的に取り組みいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかはいかがでしょうか。大体、そういった点で、一つのめどということで、我々の作業もあと1年しかないですが、その中でできることはしっかり深掘りしていきたいと思っておりますので、改定にとどまらず、また引き続きいろいろと御協力賜りたいと思います。

本日はどうもお忙しいところをありがとうございます。

本日のヒアリングにおける議論を踏まえまして、改めて基本計画の見直し等について御対応、御検討いただければありがたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

本日の議事はこれで終了いたしますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○谷輪参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

○高橋部会長 それでは、終了いたします。どうもありがとうございました。